**平成２０年（フ）第４３４号**
福岡県久留米市城島町浜171番地
破産者　中園　勝典
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２０年（フ）第４３５号**
福岡県久留米市城島町浜171番地
破産者　中園　裕治
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２０年（フ）第３３２９号**
神奈川県逗子市逗子７丁目４番32号、住民票上の住所横浜市金沢区富岡東４丁目７番19号
破産者　浅川　卓枝
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第３３３０号**
横浜市金沢区富岡西２丁目８番７号　ライオンズマンション富岡201号
破産者　浅川　尚道
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８６９号**
横浜市神奈川区神大寺１丁目34番７号
破産者　本間　康勢
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成１９年（フ）第２４９号**
富山県高岡市能町911番地
破産者　岡野　長藏
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２０年（フ）第５８３号**
静岡県浜松市南区楊子町43番地の１
破産者　岡田　雅明
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２０年（フ）第４５１号**
愛知県江南市高屋町花戸84番地　サープラスワンサニービレッジ202号
破産者　櫻井　達広
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２０年（フ）第２４３２号**
京都府亀岡市大井町土田２丁目68番地44グローバル亀岡501号室、前住所京都市北区西賀茂北川上町111番地、住民票上の住所京都府亀岡市篠町柏原福井１番地61
破産者　船木　芳朗
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２０年（フ）第３３６号**
香川県高松市花ノ宮町１丁目９番12号、開始決定時の住所香川県高松市瓦町１丁目11番地２
破産者　松原　　毅
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２０年（フ）第２９１号**
宮崎県延岡市大峡町7840番地７、開始決定時の住所宮崎県延岡市大貫町３丁目3058―１
破産者　藤高　宗範
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

## 破産手続終結

**平成２０年（フ）第１６７６３号**
東京都東村山市美住町１丁目９―20―103、開始決定時の住所東京都東村山市栄町３丁目３―４―301
破産者　鈴木　　博
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２０年（フ）第２２３３２号**
千葉県柏市新柏１丁目18―４―109、開始決定時の住所千葉県八街市四木1117―８
破産者　和久　昭彦
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２０年（フ）第２２６８９号**
東京都新宿区西早稲田１―22―３―2604、開始決定時の住所東京都豊島区目白１丁目３―17―Ｃ―1001
破産者　恩田　英久
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第３７８号**
東京都江東区北砂１丁目１―５―203
破産者　浅井はるみ（旧姓平原）
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第５０７号**
東京都町田市木曽東１丁目22―12
破産者　畠山　　巧
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第８０２号**
東京都足立区六町３丁目13―２―101、開始決定時の住所東京都足立区一ツ家２丁目12―19
破産者　渡邊　　勉
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２０１６号**
東京都江戸川区一之江８丁目19―６―508
破産者　西出　　進
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部